

志監委公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和5年10月10日

志賀町監査委員 野崎 豊 昭
志賀町監査委員 林 一 夫

第1 請求の受付

1 請求人

省略

2 請求書の提出

住民監査請求書のその1（以下「本件請求」という。）は、令和5年7月26日、請求人により直接提出され、同日付けでこれを受け付けた。

3 請求の内容

（1）請求の趣旨

- ① 志賀町上棚「山林た1-1地番一帯」（以下「該山林」という。）所有権者は団体Aであることを、履歴事項全部証明書ないし登記簿謄本により確認とれている。
- ② 「団体A」所有する広大な「該山林」を無届・無許可により、幅約10m×2Km=2haを違法に伐採したものであるが、山林伐採法では1haないし保安林など等により規制対象になっている。
- ③ 当該不法伐採行為により当該山林の周辺の地域において土砂が流出し、崖法面が崩壊し、下流周辺に水害が発生している。更に、当該開発行為をする山林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該伐採行為により東谷内住民が稲作水の確保に著しく支障を及ぼし、被害を被っていると苦情を申立てている。
- ④ 当該不法伐採行為により鉄砲水が発生することが起因で、志賀町が所有・管理する東谷内川上流の同町財産擁壁が倒壊している。且つ、土砂が濁流となって流れ込み甚大な被害が発生している。

よって監査委員長は、志賀町小泉町長に対して必要に措置を講ずることを勧告せよ。

（2）請求の理由

- ① 当該山林伐採地は「甲第3-1、2号証」且つ、「甲第9-1、2号証」ないし「甲第9-4、5号証」である。そして所有権者は公図「甲第3-1、2号証」からして、団体Aである事実を「甲第1号証」及び「甲第2号証」により立証済である。
- ② 該山林伐採無届・無許可の証は、行政情報公開決定通知書「甲第4-1号証」及び「甲第4-2、3号証」である。それ故に、巨木をなぎ倒し無残な現況が「甲第6-1、2号証」で、その不法伐

採行為により下流の東谷内川町の財産擁壁が倒壊の実害を被っている。

- ③ 前2項を団体A理事宛て、石川県環境部廃棄物対策課による現場査察「甲第6-1号証」結果をもって、改善措置を促す「簡易書留」で送達するも受取拒否「甲第8号証」を繰り返すこと3回、且つ、その後3年間経っているにも関わらず、団体A理事には改善する意思が全く皆無であるが故、此度仕方なく住民監査請求するに至ったものである。

(3) 監査委員に求める措置

監査委員長は、志賀町小泉町長に対して必要に措置を講ずることを勧告せよ。

(事実証明書)

- ① 証拠資料目録一覧表「甲第1号証」～「甲第9-6号証」 26枚
- ② 事実説明書 1通
- ③ 団体A名簿 1枚
- ④ 該住民監査請求(無届・無許可山林伐採)1通

(事実証明書その2)

- ⑤ 証拠資料目録一覧表「甲第10-1号証」～「甲11-4号証」 10枚
- ⑥ 証拠資料説明書 1通

4 請求の要件審査

法第242条第1項の規定による要件を具備しているものと認め、令和5年8月9日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和5年8月29日に請求内容に関する新たな証拠が提出され、令和5年9月1日に請求人から陳述を受けた。

2 監査の対象課

志賀町環境安全課、農林水産課を監査対象課とし、令和5年8月24日に関係職員の事情聴取を行った。

第3 監査の結果

本件請求における請求人の主張について、無届による山林伐採については、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財産の管理を怠る事実のいずれにも該当しないことから却下とする。

また、同行為により志賀町が所有・管理する擁壁の倒壊については、同条同項に規定する違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実とは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却とする。

1 事実の確認

関係職員からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

請求にある擁壁については、所管課による現地確認において、経年による洗掘によって損壊したと推測される箇所が一部確認できた。発生原因については、請求人から提出された資料による山林伐採を起因とするものか、自然災害によるものかは判断できず、地元区の聞き取りからも確認はできなかった。

また、当該擁壁については河川を堰き止めている状況ではなく、機能を著しく低下させているとは言えず、地元区から過去に相談はあったが、当時は国の災害適用が難しいことや地元負担などに課題があることから修繕には至らなかったことを確認した。

2 監査委員の判断

本件については、請求にある「町の財産擁壁が倒壊の実害を被っている」が地方自治法第242条第1項に規定する「違法もしくは不当な財産の管理を怠る事実」に当たるかを審査するものである。

志賀町では、公有財産の管理については、必要性の度合いと予算状況に応じて対応することとしており、区などからの申し出を契機として調査等を行い、従前の機能を復旧する等必要に応じた対応を行うこととしている。

所管課からの報告によれば、当該擁壁は以前に地元区から修復について相談はあったが、当時は国の災害適用が難しく、地元負担がかかるなどから修繕までの話には至らなかった経緯を確認した。現在では当該擁壁の上流の農地は耕作者もおらず耕作放棄地の状況であり、数年は地元区において擁壁付近の林道の利用や日常管理は行っておらず、地元区で費用を負担してまで修繕を望まないとのことであった。

また、現地確認において、現状は河川を堰き止めるような状況ではないとの報告であった。

以上のことから、当該擁壁の復旧を行わないことをもって、当該擁壁の機能管理を怠っていると評価できず、志賀町が財産の管理を怠ったという事実は認められない。

擁壁の損壊原因については、予期しないような自然災害であって責任を誰にも追及できない事案であるのか、あるいは、誰かの違法行為が原因となったのかは請求人の提出資料や現状から客観的な証拠も確認できず、不明である。よって、第三者に回復請求を行うことは、財産の管理を怠る事実とは認められない。

第4 付帯意見

当該擁壁は大雨などの経年による洗掘で損壊していることは事実であり、今後、倒壊の可能性も考えられる。町は、必要度、緊急度に応じて、地元区と協議しながら、適切な対応に努められたい。